

議 第 82 号

平成24年 2 月 24 日提出

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部改正について

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例（平成16年条例第20号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条の7」を「第34条の8」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提出理由）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。